



かつの土地改良区だより

ゴミゼロ運動(水土里ネット秋田)



水土里ネット秋田では平成22年度から農業水利施設内の「ゴミゼロ」運動に取り組んで7年目を迎えております。今年も5月30日(ゴミゼロ)に県内土地改良関係者ら一斉にクリーン・アップを行い、鹿角支部では、花輪地区農業施設管理組合と連携を図り、高屋サイフォンから久保田橋までの約3.3km間の農業水利施設の点検及び清掃活動を行い、上流の用水路脇3箇所にゴミ・雑草等の投棄防止を呼びかける看板を設置しました。

水路や施設にゴミを捨てないで

用水路等への生活ゴミや草刈り作業による刈り草等の投棄が増え、それらのゴミが原因で農業用排水路が詰まったり、スクリーンに大量に溜まって、用水の安定供給ができないばかりか、ゲートなどの高価な施設の故障や、水路から用水があふれて水路破損の原因となります。刈草の放置も、雨風により水路に流れ水路管理に困っておりますので、適切に処理するようお願いします。

用水路のゴミ問題は、農業者だけの問題ではなく非農家の方も含めた地域の皆様のモラルの問題です。当改良区としましても、ゴミ捨て禁止の啓発をしておりますが、組合員の皆様も、地域の皆様の意識が少しでも高まっていきますよう啓発にご協力くださいますようお願いいたします。

平成29年7月発行

水土里ネットかつの

かつの土地改良区

〒018-5201

秋田県鹿角市花輪字荒田4-1 鹿角市山村開発センター内

TEL0186-23-3762 FAX0186-23-8378

mail: midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp

《平成29年4月1日現在の状況》 組合員数：2,077名 賦課面積：1,709ha (田1,678ha、畑31ha)

平成28年度 通常総代会開催

～総代会とは、かづの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です～

去る、平成29年3月4日（土）、午前9時半より鹿角市山村開発センター視聴覚ホールにおいて、平成28年度通常総代会が開催されました。

総代会はまず、小館副理事長の開会宣言に始まり、次いで田口理事長の挨拶があり、議長に瀬の沢地区総代の児玉勇一氏が選任され議案審議に入りました。

会議次第にしたがって平成29年度収支予算・事業計画などの議案内容説明が行われ、質疑応答後採決に入り提出された25議案は原案どおり満場一致で可決されました。

【出席者数】 総代58名中（定数60名中欠員2名）、40名出席（出席率68.9%）

【主な議決事項】

○平成29年度事業計画の議決

地域における農業の振興と持続的発展のため平成29年度は次の事業を行います。

- ①賦課金等滞納対策の強化
- ② 末広地区県営ほ場整備事業の推進
【本年度事業内容】 ・一時利用地の指定、相続等代位登記
・農用地流動化についての関係機関との調整活動
【事業費】911,000千円（地元負担7.5%…区債及び借入金68,325千円）
- ③農業水利施設保全合理化対策の推進
 - ・地下かんがいシステム整備事業（大久保地区） モミガラ補助暗渠 A=3.1ha
【事業費】3,000千円（地元負担8.75%…公庫資金借入金262,500円）
 - ・水田畑地化基盤整備事業（用野目地区） モミガラ補助暗渠 6.38ha
※定額助成…実施主体（農家等）直営施工 8,400円/10a
 - ・農業用河川耕作物応急対策等事業（腰廻地区） ため池等整備事業（頭首工改修）
現地調査、実施測量設計【事業費】20,000千円（地元負担4%）
- ④頭首工管理規程作成
- ⑤補助機関運営体制等の適正化
- ⑥21世紀土地改良区創造運動の展開

※土地改良施設維持管理適正化事業、地下かんがいシステム支援事業、水田畑地化基盤整備事業、多面的機能支払交付金事務支援について新規参加要望があれば、随時とりまとめますので改良区までご連絡下さい。

○平成29年度一般会計収支予算の議決

予算科目 (収入)	本年度 予算額 (千円)	前年度 予算額 (千円)	前年比 (千円)	予算科目 (支出)	本年度 予算額 (千円)	前年度 予算額 (千円)	前年比 (千円)
土地改良事業収入	26,380	26,208	172	土地改良事業費	5,783	5,024	759
附帯事業収入	925	1,031	▲106	一般管理費	18,168	18,108	60
補助金等収入	2,630	2,611	19	負担金等	69,505	40,768	28,737
受託料収入	200	200		借入金返済支出	8,303	8,676	▲373
雑収入	899	425	474	他会計繰出金	5,349	5,080	269
借入金収入	69,387	40,387	29,000	予備費	113	707	▲594
他会計繰入額	5,000	5,001	▲1				
繰越金	1,800	2,500	▲700				
収入合計	107,221	78,363	28,858	支出合計	107,221	78,363	28,858

○平成 29 年度会計収支予算規模

〈一般会計〉	107,221,000 円
〈末広地区農地集積加速化基盤整備事業特別会計〉	25,285,000 円
〈土地改良施設維持管理適正化事業特別会計〉	1,132,000 円
〈地下かんがいシステム導入支援事業特別会計〉	271,000 円
〈多面的機能支払交付金事務受託特別会計〉	79,000 円
〈畑地化促進排水事業特別会計〉	781,000 円
〈仮受（償還金等）特別会計〉	1,483,000 円
〈地区除外決済金特別会計〉	208,000 円

○平成 29 年度賦課金徴収の議決

平成 29 年度における、かつの土地改良区の経費は、定款第 26 条の規定に基づき、下記のとおり賦課徴収することで決議されました。

賦課徴収の対象経費	賦課基準（10a 当たり）			
	土地改良区の運営に要する経常費	事務費	地区内の田	800 円
地区内の畑			500 円	
末広事業地区（事業区域内）			300 円	
腰廻事業地区（事業区域内）			300 円	
維持管理費		花輪地区	地区内の農地	200 円
		十和田地区	//	500 円
		瀬の沢地区	//	500 円
		間瀬川地区	//	200 円
借入償還金等	特別賦課金	花輪地区	県営ほ場整備事業	245～5,454 円
		高屋地区	県営ほ場整備事業	5,622 円
		末広地区	県営ほ場整備事業	22 円以内
		錦木地区	戦略作物生産拡大緊急基盤	3,684～6,426 円
		永田地区	地下かんがいシステム導入	3,274 円
		大久保地区	地下かんがいシステム導入	95 円
賦課時期	平成 29 年 10 月 1 日			
徴収期限	平成 29 年 11 月 30 日			
徴収方法	かつの農業協同組合と委託契約に基づき徴収又は、本土地改良区において直接徴収する事になっております。			
賦課基準日	平成 29 年 4 月 1 日現在の土地原簿の地積による			

【賦課金口座振替について】

当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨していますので、**農協口座**をお持ちの組合員の方は、『**口座振替依頼書**』を提出して頂きますと、今後継続して賦課金を指定口座から振替することが出来ます。

ご希望の方は、土地改良区までご連絡ください。

（かつの土地改良区
Tel.0186-23-3762）

※JA かつの「営農口座制度」廃止について

平成 28 年 12 月 31 日に JA 営農口座が廃止となっています。

当改良区賦課金振替口座に「営農口座」を届出されている組合員の方は、普通貯金口座からの「口座振替依頼書」を提出して頂く事になりますので、土地改良区までご連絡下さい。お手数をお掛けいたしますが、ご協力をお願いします。



水士里ネット秋田
イメージキャラクター
みどりちゃん

《農業農村整備事業について》

対象事業	実施内容	地元負担及び補助内容
地下かんがいシステム導入支援事業	地下水制御装置（必須）の新設、暗渠排水、土壌改良、用排水路	事業費の 8.75%負担
畑地化促進排水事業（県単モミガラ補助暗渠）	農業法人、集落営農組織、認定農業者が行うモミガラ補助暗渠施行への助成	実施主体が直営施行の場合 8,400 円/10a(定額補助)
農業基盤整備促進事業（定額）	田・畑の区画拡大、暗渠排水の新設、湧水処理、末端畑地かんがい施設の新設等	田・畑区画拡大 55 千円～125 千円/10a 暗渠排水 75 千円～145 千円/10a 湧水処理 14 千円/100m

※上記事業の要望がある場合、詳しい事業内容、実施要件、費用負担等について改良区までお問い合わせください。

～ 土地改良区とは ～

土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づき設立、組織されたもので、水利施設の新設・改良や管理、農地の区画整理、交換分合などの土地改良事業を施行する法人で公共組合の一種である。

土地改良区は、「水土里ネット」（みどりネット）という愛称で呼ばれている。

【1. 設立】

土地改良法第3条に規定された土地改良事業に参加する資格を有する土地の利用者や、小作人・養畜を行う者など使用収益者等15人以上の者が、その地域において同様の資格を有する耕作者などの有資格者の3分の2以上の同意をえて、都道府県に申請を行い、知事の認可を受けることによって設立される（土地改良法第5条～第10条）。

都道府県知事の認可を受けて設立された土地改良区は法人とし（土地改良法第13条）、土地改良区でないものはその名称を使用することができない（土地改良法第14条）。

【2. 組織】

・定款、規約

土地改良区は、土地改良法の定める所により定款をもち、必ず記載しなければならない事項が定められ（土地改良法第16条）、規約を設けることができる（土地改良法第17条）。

・役員

土地改良区の役員として理事及び監事を置く。理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上で、役員任期は原則として4年とされる（土地改良法第18条）。そのほか選出方法などについては、土地改良法第18条から第21条に規定されている。

・議決機関

土地改良区の議決機関として総会がおかれ、組合員数が200人を超える土地改良区については総会に代え総代会をおくことができる（土地改良法第22条・第23条）。そのほかの規定については、土地改良法第23条から第35条に規定されている。

・組合員

土地改良区の地区内にある土地につき土地改良法第3条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員となる（土地改良法第11条）。

【3. 経費の徴収】

・金銭、夫役、現品または加入金

土地改良区の事業の経費に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役、現品または加入金を賦課徴収することができるが、定款に定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、その行う土地改良事業によって利益を受ける者で、農林水産省令で定めるものから、特定受益者の受ける利益を限度として、その土地改良事業に要する経費の一部を徴収することができる（土地改良法第36条）。

・特別徴収金

政令の定めるところにより、当該組合員から、当該土地改良事業に要する費用のうち、土地改良法第36条第1項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額の全部又は一部を徴収することができる（土地改良法第36条の2）。

なお、土地改良区の地区内にある農地を農地法第4条又は第5条の規定により転用する場合は、都道府県知事に許可の申請書を提出する際に、当該土地改良区の意見書を添付しなければならない（農地法施行令第1条の7第1項、第1条の15第1項、農地法施行規則第4条第6号、第6条第2項第3号）。

・滞納処分

土地改良区は、賦課金等を滞納する者がある場合は、督促状を発送し、督促を受けた者が期限までに完納しない場合は、市町村に対しその徴収を請求することができる。市町村が処分に着手しない場合には、理事は、地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受けて、その処分をすることができる（土地改良法第39条第5項）。

・区債・借入金

土地改良区は、その事業を行なうため必要がある場合には、区債を起し、又は借入金の借入をすることができる（土地改良法第40条）。

【4. その他】

・土地改良区の管理運営については、土地改良法第16条から第46条に規定されるとともに、都道府県知事の監督下にあり、定期的な検査が実施されている（同法第132条）。

・総代の選挙については、市町村の選挙管理委員会の管理のもとに実施され（同法第23条第4項）、役員もしくは総代がその職務に関して賄賂を収受したとき、よって不正の行為をしたときは、公務員と同様に懲役刑が科せられる（同法第140条）。

・極めて公共性の高い法人である。

21世紀土地改良区創造運動活動報告

「21世紀土地改良区創造運動」は土地改良区が主役となり、全土連や県土連、国、県、市町村の行政機関の支援、地域住民との連携の下に行われている運動です。

この運動は、通称「21創造運動」と呼ばれ、平成13年度から全国で展開されています。

かつの土地改良区も平成15年から市内小学校を対象として、農業体験や施設説明などの活動をしてきました。

農業体験学習（田植え）

今年も5月31日に末広小学校全校児童とその家族、地域農家の方々に力を合わせ取り組み「古代米田んぼアート」を完成させました。

田んぼアートのデザイン「えがお 25♪末広小」田植え前日に文字の枠杭を打ち、田植え当日、文字部分は高学年、外周部分を低学年の児童と地域農家の方々が丁寧に植えました。



アート型枠杭（えがお 25♪末広小）



高学年がアート枠杭内の担当！



苗は3～4本ずつ丁寧に植えています



低学年はアートを囲むもち米担当



地域の皆さんと一緒に

農業体験学習（稲刈り）

【ドローンで撮影】



児童とアートデザイン

平成28年8月、水土里ネット秋田のドローンで上空からアートを囲む子供達を撮影して頂きました。初めて見るドローンに興味津々でした。

9月30日に稲刈りを行い、慣れない手つきで稲刈り鎌を持ち手刈りで稲刈りを行い、最後は小学校のプールフェンスを利用し「はさ掛」を行い楽しい秋の1日になりました。ドローンでの撮影もあり昨年の農業学習体験は子ども達の記念になったようです



土地改良区への届出、忘れていませんか？

～耕作地の移動、組合員資格の変更には届出を～

農業委員会に届出済み、あるいは登記が完了したので、当土地改良区の土地原簿も必然的に訂正されるとお考えの方も多いようですが、土地改良法第43条第1項の資格得喪の通知義務により、組合員の皆様からの届出がない限り、変更前の状態で賦課される事になりますので、ご注意ください。

農地の権利関係に、右記の様な移動があった場合は、当改良区まで必ずお届けください。

※賃借等の契約期間満了の場合も届出が必要です。

1. 組合員資格得喪通知

- ①生前一括贈与する場合
- ②農業者年金（経営移譲による）を受給する場合
- ③組合員が死亡した場合
- ④売買・賃借権・利用権等で資格が移った場合

2. 賦課金の口座振替

- ①口座番号を変更・解約した場合

3. 農地転用、地区除外

当土地改良区の地区内にある農地（田）を宅地、道路等の目的に転用する場合は、転用組合員と転用関係者の連名で「農地転用等の通知書」と「地区除外申請書」を提出してください。

4. 施設等の他目的使用

各種雑排水・し尿浄化水を放流するとき又は、公共下水道に切り替えるとき。

注意！滞納賦課金は新組合員に継承されます。

改良区地区内の農地を売買するとき（競売取得も含む）や、組合員の資格を交替する場合に、その土地に滞納賦課金があると、土地改良法第42条第1項（権利義務の承継及び決済）の規定により、新しくその土地を取得した方に滞納賦課金の支払い義務が生じることになります。

後でトラブルが生じないように、農地の売買等の契約をされる場合は、必ず土地改良区等に滞納賦課金についての確認をしていただき、当事者間で滞納賦課金を清算してから、所有権移転する様をお願いします。

節水にご協力ください！

きめ細かい給水栓の操作を行い、かけ流しをやめ、節水にご協力ください。

農業用水は、は限りある資源です。お金のかかっている大切な水です。かけ流しは資源のムダ遣いです。

全ての利用者が滞りなく農業用水を利用するために節水のご協力をお願いします。

かんがい期を迎え、通常時より水深も深くながれも早い状態です。

本土地改良区の管理する水路にも大量の水が流れており大変危険ですので水難事故にご注意下さい。

毎年のように各地で子供の水難事故が多く起こっています。用排水路やため池の周辺では絶対に遊ばないよう、大人の皆様から子供達と約束して、事故から子供達を守りましょう。

